

道の駅なち指定管理業務公募型プロポーザルに関する質問及び回答

| No. | 質問事項 | 質問内容 | 回答 |
|-----|--|---|---|
| 1 | 温泉施設の再開に必要な修繕内容・完了時期 【事業計画書 p2 問3】 | 温泉施設の営業を再開する場合、町において実施予定の施設・設備修繕について、現時点で想定されている修繕対象、修繕内容、実施時期、指定管理開始までの完了見込みをご教示ください。 また、浴室、ボイラー、配管、ろ過設備、ポンプ、給湯設備、電気設備、消防設備等について、把握されている不具合、点検結果、修繕見積書等があれば開示をお願いします。 | 温泉施設について、町が把握している施設の不具合等は次のとおりですが、点検結果、見積書等で開示できるものではありません。 修繕範囲は、提案内容も踏まえて決定のうえ、本年12月の町議会における予算の議決を経て、修繕に着手することとなります。来年度当初の指定管理開始を目指していますが、以下の不具合箇所の修繕内容から開始の期日が変更になることも想定されます。 【不具合箇所】 ・浴室タイルの剥落(要修繕) ・ボイラー及び給水配管の不具合(要修繕若しくは交換) ・エレベーターの老朽化(要交換) ・2階部分の一部漏電(要修繕) |
| 2 | 温泉施設の過去実績・維持管理費 【仕様書 p9 別表1】 | 温泉施設の維持管理計画および人員配置計画を作成するため、過去5年分の月別入浴者数、入浴料収入、電気代、水道代、燃料費、薬剤費、清掃費、保守点検費、修繕費、委託費の実績資料があれば開示をお願いします。 | 別添1「温泉施設(丹敷の湯)の状況」をご覧ください。令和7年度は通年休止のため、令和2年度から令和6年度の5年分を記載しています。 |
| 3 | 温泉料金・回数券等の制度変更手続き 【実施要項 p2 5(1)】 | 温泉施設を再開する場合、入浴料金、回数券、定期券、町民向け利用制度等について、指定管理者の提案により変更または新設することは可能でしょうか。 可能な場合、必要となる町の承認、条例改正、協議等の手続きをご教示ください。 | ご質問の提案内容については、町との協議は可能です。なお、入浴料金等に関する場合は、町議会において条例改正が必要です。 入浴料金や割引制度については、町ホームページ内の那智駅交流センターページでご確認ください。 町ホームページ(那智駅交流センター): https://www.town.nachikatsuura.wakayama.jp/Info/39 |
| 4 | 既存売上資料・POSデータの開示 【収支計画書】 | 収支計画作成の参考とするため、商品販売料等について、過去5年分の売上実績、販売点数、販売手数料、月別売上、既存POSデータその他の販売実績資料があれば開示をお願いします。 あわせて、可能であれば商品別・事業者別の数量および金額についてもご教示いただけますと幸いです。 なお、開示可能な範囲で差し支えありません。 | 別添2「農産物直売所及び那智駅交流センターの状況」及び別添3「農産物直売所における商品販売の状況」をご覧ください。 |
| 5 | 施設の運営に関する業務 【仕様書 p3 7(1)】 | イベントを開催するにあたり、利用場所の制限はありますか。(国交省への申請をすれば使用可能なのでしょうか。) 那智駅交流センター前のスペースにキッチンカーを入れるなど。また、農産物直売所前の駐車スペースを活用するなど。 | 明確な利用場所の制限はありません。 しかし、駐車場スペースの大部分は国有地であること、公共バスが乗入れていること、JR那智駅があることなどを勘案すると、イベントの開催場所、規模や内容によって国土交通省を始めとした各所との協議が必要となることを想定してください。また、那智駅交流センター正面入口前(JR那智駅前)は、JR様の管理地となります。 |
| 6 | 指定管理業務開始までに要する建物、設備の経費の分担 【仕様書 p15 別表7】 | 農産物直売所の機能を交流センター内に移転した場合、新たに導入する陳列棚、冷蔵庫、クロスの張り替えはどちらの負担になりますか。 また、世界遺産情報センターの壁に出入り口を新設する場合や、建物に看板を設置する場合はどちらの負担になりますか。 | 陳列棚、冷蔵庫、クロスの張り替えはいずれも事業者負担(移転に伴うクロス破損部の最小限の修繕は町負担)となります。 世界遺産情報センターはJR那智駅の駅舎の一部ですので、出入口の新設や看板の設置などの建物改修は想定しておりません。 |
| 7 | 指定管理者の収入 【実施要項 p2 5(1)】 | 「那智駅交流センター農産物直売所利用規程」が別添されていないように思います。 | 「那智駅交流センター農産物直売所利用規程」を掲載しましたので、ご覧ください。 |
| 8 | 道の駅職員の駐車場 | 道の駅職員の駐車場は現在どのようにされていますか。 | 職員専用の駐車スペースはありません。現在は道の駅内の町有地部分(那智駅交流センター付近)に駐車しています。 |
| 9 | | 道の駅施設外で駐車場を借りる場合は那智勝浦町の方で斡旋していただけるのでしょうか。 | 道の駅施設外に関する場合は、事業者で行っていただくこととなります。 |
| 10 | 道の駅の倉庫 | 倉庫はありますか。 | 那智駅交流センターの1階及び2階にそれぞれ倉庫スペースがあり、広さは1階が約18㎡、2階が約10㎡となります。 なお、温泉施設を運営されない場合は、2階温泉施設内を現状のまま倉庫として利用可能です。その場合には、エレベーターについては老朽化のため使用できません。 また、屋外に倉庫等はありません。 |